

第四十六回国会 衆議院 商工委員会議録 第六号

昭和三十九年二月十一日(火曜日)

午前十四時四十三分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事早稻田 祐三君

理事板川 正吾君 理事中村 重光君

浦野 幸男君 遠藤 三郎君

小笠 公韶君 小沢 辰男君

岡崎 英城君 海部 俊樹君

神田 博君 菅野和太郎君

田中 正巳君 田中 六助君

中川 俊思君 野見山清造君

長谷川四郎君 村上 勇君

大村 邦夫君 加賀田 進君

桜井 茂尚君 沢田 政治君

島口重次郎君 榎 謙次郎君

藤田 高敏君 森 義視君

麻生 良方君 伊藤卯四郎君

加藤 進君

出席國務大臣 福田 一君

出席政府委員 福田 一君

通商産業政務次官 田中 榮一君

通商産業事務官 川出 千速君

通商産業事務官(大臣官房長) 川出 千速君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

通商産業事務官(通商産業事務官) 加藤 梯次君

委員に選任された。

同日 委員加藤清二君辞任につき、その補

欠として藤田高敏君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

中小企業近代化資金助成法の一部を

改正する法律案(内閣提出第七二

号)

中小企業指導法の一部を改正する法

律案(内閣提出第七四号)

中小企業近代化促進法の一部を改正

する法律案(内閣提出第七五号)

アジア経済研究所法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第七八号)(予

同日

中小企業近代化促進法指定業種拡大

等に関する請願(増田甲子七君紹介)

(第二九二号)

同(原茂君紹介)(第三三〇号)

同(下平正一君紹介)(第三七六号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第三七七号)

同(松平忠久君紹介)(第四一五号)

同(井原岸高君紹介)(第二九五号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

同(藤田高敏君紹介)(第三五四号)

上水道事業用電力の特別料金設定に

関する請願(二階堂進君紹介)(第四

九九号)

は本委員会に付託された。

本日

の会議に付した案件

石油資源探査促進臨時措置法を廃止

する法律案(内閣提出第五二号)

中小企業近代化資金助成法の一部を

改正する法律案(内閣提出第七二

号)

中小企業指導法の一部を改正する法

律案(内閣提出第七四号)

中小企業近代化促進法の一部を改正

する法律案(内閣提出第七五号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第三七七号)

この法律の結果、日本の石油資源の開

発については成果が非常にあって、こ

れでも全部終わった、このようにお

考えになっておられるのかどうか。さ

らにはまた、具体的にどのような成果

があったのか。抽象的なことではな

く、具体的にどういふ計画とどういふ

成果を今日見出しておるかということ

を当局のほうから御説明願いたいと思

います。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。

今御審議を願っております石油資

源探査促進臨時措置法の性格は、日本

の石油資源を今後積極的に開発してま

いる必要がある、そのために必要な方

策の一つといたしまして、鉱業法の一

般原則に対する例外規定を設けてある

わけでございます。当時、私もこの法

律だけで石油資源の開発を行なってい

こうといたことではなかつたわけで、こ

うに石油の試掘権を持ちながら権利の上

に眠っておられるいわゆる休眠鉱区をでき

るだけ防止いたしたいという趣旨で、

施業案の特例なりあるいは試掘権に関

する鉱区調整の規定が織り込まれてお

るわけでございます。そういう本法の

趣旨自体を見ますと、提案理由の御説

明で申し上げましたように、三十年に

石油資源開発株式会社を設けて、

この法律をうしろだてとしながら、当

時の帝国石油株式会社その他に間に

大幅な鉱区調整が実際にできてまいっ

たということ、この法律自体がね

らつておられる趣旨は、実質的に石油資源

開発株式会社創立によって達成され

たということでございます。

○沢田委員 次に、通産省のほうで昭

和三十年の十月に天然ガス資源開発

五カ年計画という合理化計画をつくら

たわけでありまして、それが現在実施中

であると思ひますが、昭和三十七年並

びに昭和三十八年を経過した今日にお

いて、その実施状況がどうなっている

のか、具体的に言いますと、たとえば

発見埋蔵量の推移がどうなっている

のか。さらに第二番目の問題としては、

生産量の状態をずっと具体的に示して

もらいたい。特に天然ガスの問題につ

きましては、年々その需要が急増して

おるわけでありまして、こういう急増し

ておるところの需要に対して、供給が

万全であるかどうか、この点について

お聞きしたいと思ひます。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。

第二次の五カ年計画をお答え申し上げ

る前に、二十八年度につくられまし

た第一次の合理化五カ年計画と申しま

すか、当時の五カ年計画ができました

と、その翌年、いま御審議願っております

この法律ができたわけでございま

すが、それ以後の石油の生産がどう

いうふうになつておるかということ

を御参考までに申し上げますと、御承

知だろと思ひますが、この第一次

五カ年計画ができました当時の国産の

原油の生産量が大体三十四万キロで

あったわけでありまして、これを將

て

二月十日  
委員藤田高敏君辞任につき、その補  
欠として加藤清二君が議長の指名で

第一類第九号 商工委員会議録第六号 昭和三十九年二月十一日

来、大体百万くらいまで持っているという構想でもって発足したわけでございます。その後の実績を見ても、原産の生産量は、昭和三十年が三十五万六千キロ、三十一年が三十四万九千キロと、大体順調な足取りでもって伸びておりまして、それが三十六年には七十七万六千キロという数字になったわけでございます。それでは、御質問の第二次五カ年計画と申しますのは、三十七年度を初年度とする昭和四十一年までの計画でございます。その第二次五カ年計画ができてからまだ一年半という状況でございますが、生産量から見ますと、三十七年度の五カ年計画の計算の数字が大体八十七万六千キロ、さらに三十八年度につきましては八十二万二千キロの目標に對しまして、これは見込みが入りますが、大体九十二万キロくらいになるであろうということでございます。一方、探鉱のために投入された資金でございますが、これも第二次五カ年計画との対比で申しますと、三十七年度の計画が十六億ばかりでございます。これに對しまして、これはS K自体、原油の開発を主眼にしてやるということになっておりますので、S Kの探鉱投資資金を一応これに投入された金額というふうに考えますと、いま申し上げました十六億一千五百万に對して二十億以上の金が投下されておる、三十八年度も十六億に對しまして二十二億強の金が投下されておる、こういう見込みでございます。いざいざにいたしまして、事原油に關します限りにおいては、第一次五カ年計画な

り第二次五カ年計画の目標を上回って、相当りつばな成績をあげておる、こういうふうな存するわけでございます。一方天然ガスにつきましては、これは遺憾ながら必ずしも前期の成果をあげておらないというのが実情でございます。第二次五カ年計画であつております目標が、昭和三十七年度十六億立方メートルでございます。これに對しまして実績は十三億強、さらに本年度の二十億五千万という目標に對する生産の見込みでございますが、これも十八億くらいにとどまるんではないか。一方探鉱のための投資金額を見ますと、やはりこの目標の数字に對してある程度下回つておるといふ数字に相なつております。三十七年度の数字が二十四億ばかりでございますが、七年度は比較的多額の金額が投下されておる。三十八年度の目標額二十九億弱に對しては、大体見込みとして二十二億くらいにしかならぬのではないかと、このこととございまして、これを総体として見ますと、原油に關する限りは相当りつばな成績をあげておるけれども、天然ガスに對しては必ずしも初期の効果があつておらない、こういうことが端的に申し上げられるんじゃないかと存するわけでございます。

○沢田委員 いま、原油についてはある程度の初期の成果を見ておるけれども、ガスについてはとても需要には応じ切れない、供給面が不足しておる、こういう点の御答弁があつたわけでありまして、特にガスの問題に對しては、さらに需要というものが伸びるだらうということはおおよそ想定されるわけでは、たとえば化学工業の原料とか、特に都市ガスの問題、火力発電の問題、こういうふうな需要といふものが非常に伸びていく、こういうことで、将来非常に重要な問題じゃないか、こういうふうに考えておるわけでございます。局長も知つておられるように、昨年の秋、秋田県の天然ガスが非常に減退した、こういうことで秋田県の地域産業では非常に大きな影響をこうむつたわけでは、そういうことなので、現実にはあまりガスの問題に對しては成果を示しておらない、こう言われるので、したがつて今後抜本的にどういう方法で天然ガスを開発するか、またそういう意欲があるのかどうか、あるとすればどういう方法でやるか、こういう点をもつと具体的にばくは聞きたいと思ふんです。

○加藤政府委員 私ども、現在国産の原油あるいは天然ガスの開発を進めてまいります場合に、一つの基本のラインと考へておられますのが、ただいまお話しした昭和三十七年度を初年度とする、いわゆる第二次の開発計画でございます。昨年の秋、通産省の中に産業構造調査会というのがございますが、その中のエネルギー部会で、いろいろエネルギーの総合的な見地からの御検討を願つたわけでございますが、その答申の中でも、やはりいま申し上げました、大体において第二次五カ年計画の線に沿つたような方向で国産の原油あるいは天然ガスの問題を考へるべきだ、こういう御答弁をいただいております。それで、この五カ年計画の線に沿つた方向で天然ガスの開発も考へていきたいと思います。

○沢田委員 天然ガスのみならず、地下産業の場合は、探鉱する、採油する、そういう場合は、何といつても安定的に生産物を供給する、こういうことになると、うらはらの問題として探鉱という問題が一番大きい問題になるのじゃないかと申すのです。したがつて、いま通産省で実施しておられる五カ年計画によりまして、その経費は百五十億円を見込まれておられるわけでありまして、そのうちに政府の資金はわずかに九億円であるわけでは、したがつてあとの百四十億円は全部民間会社がこれを負担しなければならぬ、こういうことで、わずかに十億圓くらいは金で、しかもこの民間企業のみで天然ガスの安定的な供給ができるのかどうか、こういうことについて非常に私としては不安を感じざるを得ないわけでは、したがつて、この資金の問題でも、これでいいと考へておられるのか、さらには将来もつと何とか政府資金を投入して安定的なガスを供給して、地域における産業を促進させる、こういうような意欲なり考へがあるのかどうか、また、この資金そのもので自信があるのかどうか、この点をお聞きしたいと思ふのです。

○加藤政府委員 第二次の五カ年計画で、いま先生の御指摘の年次別の探鉱投資額が計上されておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、私どもはこの五カ年計画を基本にして進めていきたいということには変わりございません。問題が、はたしてこの資金がこれでいいのかどうか、これは当然物価等の値上がりもございまして、これが今後ともこのままの数字でいいという考へ方は持つておら

ないわけですが、問題は、資金の調達に円滑にいくかどうか、こういうことにあるんじゃないかと、こう思います。そういう点につきまして、一つには、御承知の探鉱補助金という制度がございまして、これは大体新鉱床の探査に要するボーリング等の費用につきまして半額を政府で補助するという経費であるわけですが、本年度の予算が六千五百万と、月々、たとえば本年でいいますと十八億の金を探鉱投資に向けなければいかぬという五カ年計画の数字になっておるわけですが、それに対して国の補助はわずか六千五百万というのはいかぬんじゃないかと、当然の御反問があるんじゃないかと、思います。この探鉱補助金の制度につきましては今後できるだけ多く金額を計上いたしますと同時に、この運用についても問題がなきにしもあらずというふうな考えをしております。そういった面の検討を実は来年度の予算でいませんで、来年度の予算では、この前の小委員会御説明申し上げました六千五百万円に対して一億の予算要求をいたしました。これは先生方のお力添えによりまして全額一〇〇%取ることができたわけでございます。これを今後さらに精力的に増額していく方向で考え、同時に、いま申し上げました補助金の運用の面についても検討をしてみたい、こういうふうな考えをしております。

それからもう一つは、探鉱資金そのものを政府機関からの融資でめんどう見られないかという問題があるわけですが、実は先生御承知だろうと

思いますが、例のメタル・マインの探鉱資金について、融資問題で、結局一般の政府金融機関といえども、従前の考え方から申しますと、探鉱資金というものはそういう融資になじまないのだ、既存の金融機関からの融資にはなじまないのだという結論になりました。昨年の国会で、探鉱融資事業団というものを特別につくっていただいたわけなんです。私どもも、それと同じような方法で今後行かないかどうかということも、ちろん検討する必要があるのではなからうかと思っております。とりあえずは、この前やはり御説明申し上げたと思いますが、たとえば帝石でいいますと、帝石全体の資金繰りを緩和する方向で政府機関からの融資を考へ、開発資金ということになります。これは開発銀行なりあるいは北海道東北開発公庫からの融資が可能でありますので、開発資金という名目でできるだけで多くの資金を、たとえば帝石なら帝石に出して、それによって探鉱に向けられる資金を捻出するという方向で今後考えていきたいというふうな存するわけでございます。

それから、探鉱投資の面で非常に重要視されますのは、もう一つの国策機関であります石油資源開発株式会社でございます。これはここ二、三年前からようやく自立態勢の方向に向いてまいりまして、いままで政府資金が、すでにこのしを含めまして百五億ばかり出るわけですが、これが、いよいよ自己回転する時期に入ったということでございます。来年度の予算につきましては新しい出資というものは見込んでおりませんが、全体として自

己回転する場合に必要な資金ショートを政府保証債というかっこうでまかなおうという考え方で、来年度五億の政府保証債をお願いすることになっておるわけでございます。この石油資源開発会社の探鉱を積極的に天然ガスのほうに頭を向けまして、特にいま問題になっておる秋田、これにつきまして行政指導あるいは監督によりまして重点的に行ないたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○沢田委員 探鉱探鉱といつても、基礎的な探鉱、たとえば物理探鉱をせず、従来の原始的な、ここ掘ったら当たるだろうというような偶然の僥幸を期待するような探鉱であつてはいかぬわけですね。しかしながら、物理探鉱をするということは事実なわけですが、それが非常に微弱な民間会社が基礎的な物理探鉱をすればいいということは、原理的にはわかるわけですが、資金の面からすぐ経済効率をあげたい、こういうことで、ひとつ腰だめ主義の勝負をしてみようというふうな探鉱というものが当然行なわれておると思ふわけですね。そういうことなので、探鉱には膨大な資金がかかる。しかも探鉱で当たるとしても、それを事業化するためには、五カ年計画で百五十億程度の資金がやはり要すると思ふわけですね。したがって、政府もそれなりの援助なり補助はしておると思うわけですが、ガスの問題をとらえても、現状程度ではたして安定した供給というものができるといふようにほんとうに考えておるのかどうか。しつこいようにだけれども、ぼくは聞きたいわけ

です。

○加藤政府委員 何回も申し上げましたように、私どもはこの第二次五カ年計画を基礎にして進みたいというところがございます。端的に申し上げまして、先ほど申し上げましたように石油資源開発会社のそういう面における資金投下、これは比較的順調に行なわれてきておるという感じを持っておるわけでございます。もう一つの大手でございますが、帝石の探鉱向けの、探鉱活動と申しますか、これは必ずしも十分ではなかつた、こういう実感を感じました次第でございます。御承知のように、ただいま帝石の社長さんが御病氣ということで、今度経営陣が全部かわるといふふうな話も伺つておるわけでございます。新しい首脳陣がそのうちにきまると申すのでございまして、そういう場合、いままでのそういった面の反省を十分にいたさきまして、何と申しても帝石は大手でございますから、帝石の今後の探鉱活動をこの第二次五カ年計画の線に沿うような方向でぜひ具体的に考えた、そのために必要な政府資金、あるいはいろいろ御注文が出るかと思ふますが、そういう面につきましては、具体的な場合に応じていろいろ御相談に応じ、御協力を申し上げます。こういうことでございます。

○沢田委員 いま帝石のお話が出ましたけれども、御承知のように、帝石はガスの場合は生産量の六割を持っておるわけですね。この帝石の会社が経営陣がかわるとかかわらないとか、前にも非常に歴史的にいろいろ問題があつたわけですが、経営的に非常に危険に瀕しておる、こういうことを仄聞するわけですね。帝石の場合は、

特に昭和二十五年まで国策会社であつたわけですね。しかも昭和三十年に制定されたSK、石油資源開発株式会社との関係が非常に深い会社であるわけですね。したがって、この会社が非常に危険に瀕して、しかも経営陣がかわる、こういう背後にはどういふことがあるのかというところが、やはり将来の資源産業を展望する意味で——これは会社の内容を知りたいというのは、決して好奇心的なものじゃないのです。そういうことなので、帝石がここに至つた原因、まあ指導と申して、私企業に対して指導とか干渉はできないわけだけれども、そこに至つた原因と、これに対して、直接の指導じゃないにしても、介入じゃないにしても、どういふような配慮を当局のほうで払つてきたのか、それをちょっとお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。帝石が今度のような状況になりましたについては、いろいろ深い理由があるのじゃないかと、いふに私どもも推測をいたしておるわけですが、端的に申し上げまして、やはり問題は、大体大ざっぱに三つぐらいあるのじゃないかと、いふに思ふます。その一つは、先ほど申し上げましたように、一昨年初めごろ、一日五十万立米からの生産を見ておりました帝石としては非常に大きなドル箱であつた例の八橋の油田、これが、たとえばガスで申し上げますと、その後急速に減つてまいり、昨年の十二月でいいますと、大体十五万立米、三分の一以下に減つておるわけでありま

す。原油の生産につきましても、同じくこの減衰が予想外の大きな痛手になったというところであると思つております。これがやはり一つの大きな理由ではなかったか。

それからもう一つ、先年新潟県頸城から東京まで、東京へ都市ガス用の天然ガスを供給するというところで、相当多額の金を投資いたしました。パイプラインを敷設したわけでありまして、このパイプラインの効率と申しますか、必ずしも十分に活用されておる状況になつておらない。また、東京ガスに対するガスの供給価格についても問題なきにしろあらず、こういうふうな考えでおるわけでありまして、そういう面から金利負担なりあるいは経理面に対する圧迫要因というものが、やはり一つの大きな原因になつておるのではないかと考えております。

それから第三番目、これはいまに始まつた問題ではなくて、S.K.ができて、S.K.と帝石で手分けをして、原油なりガスの開発をやるうとうときからの問題であるわけでございますが、S.K.と帝石を比べてみますと、大体売り上げ金額におきましては、帝石は石油資源の一倍半ぐらい、五割ぐらい多い数字になつておるわけでございますが、労働者の数が大体三倍である。S.K.が大体千二百に對しまして、帝石は三千七百というところでございますので、売り上げが五割ぐらいしか多くないにもかかわらず、かかえている人員が三倍である。これも、かりに生産性ということでは考えますれば、生産性がちょうどS.K.に比べて三分の一、こういうところに相なるかと思つております。そういうところに一つの大きな問題点がありは

せぬだろうか、こういうふうに見ておるわけでありまして。こういう問題には、先ほど申し上げましたように、いまに始まつた問題でもないわけでありまして、私ども、昨年の夏以来、いま申し上げましたパイプラインの効率をできるだけ上げるといふ意味からいたしまして、東京ガスに対するガスの供給量をベースアップすると同時に、東京ガスに対する供給の価格が必ずしも原価計算——非常にむずかしいわけでございますけれども、先ほど来問題になつております、並行して探鉱活動をやるための必要な経費といふものを織り込んだ適正な価格ではたしてあるかどうかという面についての問題がございまして、この供給価格の引き上げについてもひとつ東京ガスさんとの間で、ちょうどこの十二月末で改定期になりますので、これを改めていただく。場合によっては役所が中に入つて、いろいろお手伝いしたいということ、実は昨年の夏以来やつてまいつたわけでありまして、ちょうど折り返し、今向のような首脳陣が交代するといふようなことにもなりまして、これが必ずしもわれわれの期待したとくにはいっておらない。特に東京向けのガス増産の問題につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、新潟についても同じような状況が最近起こりまして、これも、むしろ東京向うのガスを遠慮しなければいかぬといふふうな事態になつておりました。いま申し上げた点の問題の解決は現在非常にむずかしい段階であるということでございます。

それからもう一つの、人員がS.K.に比べて非常に多いことにつきまして

は、私詳しくは存じませんが、おそろ給与ベースなりあるいはそのボーナスと申しますか、これなんか、御承知の金油鉦といふことで一本になっておりまして、同じ給与ベースなりボーナスの支給が行なわれておるといふうちに、私存じておるわけでありまして、そういう点にも必ずしも問題がなきにしろあらずでございますが、このS.K.に比べてどうも多過ぎる人をどうするかという問題がございまして、今後、経営陣が新しくかわりました場合にも、この問題は一つの大きな懸案事項になるというふうな存するわけでございます。この点につきまして、私どもいままでの指導と申しますか、さつそく会社の方ともいろいろ御相談申し上げて示唆を申し上げたのは、人員整理といつても、御承知のようにこれはなかなかむずかしい問題があるわけでありまして。特に天然ガスの問題についてみますと、これは全くタウソクガスと同じいわゆる公益事業であるといふふうな考えられるわけでございます。そういう面からの供給資金の問題が起るといふふうなことは、最も注意を要する事柄でございます。その後、人員減らしといふことを考える必要があると思つております。とりあえず新規の補充と申しますか、新規採用の状況を見ますと、必ずしもそういう面からの配慮がいままでなかったのではなからうかといふふうな実感は感じました。労働強化にならない程度において、新しい補充源としての新規採用を合理化するという面でもひとつ検討していただく必要があるのではなからうか、こういうことでございます。

それから資金的な面の問題、これは例の石油資源株式会社に対して、現在二十二億四千万円ばかりの出資があるわけでございます。これが文字どおり、石油資源はいままで無配でございまして、こげついた、全然動かない資金といふことになつておりますが、これを実は昨年の夏ごろから、何とか政府で肩がわりしてほしいといふふうなお話があったわけでございます。この問題につきまして、私、当時会社に対して申し上げましたのは、問題の解決はいろいろあるわけなんです、そういう会社の総合的な再建計画といふものをぜひ早くつくつていただく、そのうちの一環としてこういう問題が出されるというところであれば、関係方面にも話しやすいわけでございますので、そういう面の総合的な再建計画を早く立てる、おそろく近いうちにそういうものはできるのではなからうか。できましたら、この際において、こういう面の問題を御協力申し上げたい、こういうふうになつて存じております。

○沢田委員 あなたのおっしゃられるように、私も、特定の会社の内容にタッチすることはあまり好まないわけですが、好まないけれども、私はあえてお聞きしたいのは、たとえば日本鋳業から重役陣が大幅に来る。日本鋳業がどういふ会社であるといふことは、あまり評価はしたくないけれども、うわさによると、たとえば金剛鋳鋼が主体になつておつて、去年ですか、相当大量の首切りをした。したがつて、日本鋳業から重役陣が来る以上は、さらに大量の首切りが来るんじゃないか、こういうふうに、労働者の中には、非常に

におそれおのいて、不安を感じている人がたくさんあるわけなんです。したがつて、日本鋳業が入つてきて首を切り反対せざるを得ない。これは労働者の場合本能的ですから、首を切られるといふことは生活権の喪失ですから、そういうことを私としては聞いておるわけなんです。そうすると、これは単に労働の問題だけじゃなく、年間九億立方メートルくらい、しかも大きな会社三十社くらいに供給しておるわけなんです。しかもその供給されておる会社に働いておる労働者は約十万人ある。ガスの供給を受けておる市民は四百万人もおるわけですね。これに対するガスの問題じゃなく、大きな社会問題になるのじゃないか、こういうことを心配するわけなんです。したがつて通産省がどうこうせよといふわけじゃないけれども、たとえば保安の所管を労働省に移したらいけないか、こういうことを通産省のある方と話したことがあるわけでございますけれども、生産と保



例の新潟の地盤沈下問題、この理由はやはり水溶性ガスを水と一緒にどんどんくみ出すところに大きな理由があるのじゃないかというところになりまして、御承知の、現在相つきつゝ規制をやっておるわけでございます。この地盤沈下の問題を契機といたしまして、今後の天然ガスの開発はもっぱら構造性のガスの開発に重点を置くことというにせざるを得ないような事情に相なった、そういうことになると、構造性ガスの探査と原油の探査ということとは事実上非常に似通ったとい

ますか、競合するようなかっこうになつてきたということ、いま御指摘のような問題が起きておるのじゃないかと思ひますが、今後、何回も申し上げますように帝石の首脳陣も変わりますので、これを機会にいたしまして、今後S Kとそれから帝石との仕事をどういうふうに分担し合ひ、ならしめていくかという面もひとつあわせて検討してまいりたい、こういうふう

に考えておるわけでございます。  
○沢田委員 どうも私考えてみて、電発と九電力の関係でも非常に一貫性がないわけですね。また、この石油の問題でも、帝石と石油開発の問題で非常に両者が競合させないという前提であるけれども、結果的には競合している。そこに非常に私としては矛盾があると思ふのです。しかし、この問題については後に保留しておきますけれども、非常に私として矛盾を感じるわけですね。したがって、私は根本的に考えてみまして、やはりエネルギーとか地下資源、一次産業というものは、やはり私企業が何とかやるだろうというふうな傍観的な態度では私は政策とはい

ないと思ふのです。したがって、たとえば五カ年計画の所要経費の百六十億円なかでも政府が全部出してやる、これくらいの意気込みがなければならぬ。日本の石油産業、特に原油をとつてみるならば、二、三、四の供給度でしよう。こういうことだから、帝石と石油開発と両方競合するなんというところはナンセンスだと思ふわけです。そういうことなんで、したがってこれを一本にするという考え方はありませんか。

○加藤政府委員 これは帝石の再建の方途をどういうふうに会社の側でお考へになつておるかということも関連するわけでございますが、ただいま先生まことにいみじくも御指摘になつた、確かにそういう感じが最近ないわけでもないわけでございます。そういうことで、私も、先ほど申し上げたように新しい首脳陣による再建の計画がきまつた暁において、それを拝見した上で今後どうするかということ、現に先生御指摘のような意見も実はあつちこちに出ておるわけでございまして、そういう面をも勘案しながら、少なくとも、お互いに競合することによって相手の仕事に邪魔にならぬよう、競合いたしましてもお互いに励まし合うということ、それが促進されるのであればいいわけであり

ますが、少なくとも、何か牽制し合ひながら、それが資源開発の一つの妨げになつておるといふことになりまして、これは問題が多いと思ひますので、そういう面からの検討をひとつ十分にさせていたいただきたい、こういうふう

に存するわけでございます。  
○沢田委員 特に、ガスの問題については、たとえば昭和二十九年三月十六日ですかの当時の通商産業委員会、いまの商工委員会ですが、この場合、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正に関する提案の場合、当時の国務大臣の愛知揆一氏がこういうことを言つておるわけですね。「石油及び可燃性天然ガスの探査または二次採取法の実施には、長期にわたり多額の資金を必要とし、しかも危険度が著しく大きいため、所要資金を銀行等からの融資に依存することはほとんど不可能であり、また、探査または二次採取法の急速な実施を促進するためには、これらに要する資金の融通を円滑にするために、補助金の後払い制度を廃止することが必要であります。」これは政府自体も認めておるわけですね。ともかく私企業だけでは危険度の大きい探査事業というものはできない、したがって国の力によってやらなければならぬ、こういうことをはっきり言つておるわけですね。しかしながら、言つておるけれども、実際はそれに即応したような政策をとつておらぬということ、私としては非常に残念なわけですね。さらに、石油業法が制定される場合附帯決議として、これは参議院のほうでも附帯決議を出したのですが、大

体同じようなものだと思ひますけれども、その第一項には「国産原油および天然ガスの探査開発について、欧米各国の現状は、わが国に比し、きわめて強力な保護措置を講じている実状にかんがみ、この際我が国においても石油自由化実施に伴い、財政上税制上の保護および助成措置を画期的に強化拡充すること。」こういうことを附帯決議で

言つておるわけですね。これを守る必要があるとかないとかあなた方はいろいろ考へておるけれども、しかしながら、附帯決議なんだから、やはりこれを実施するための前向きの姿勢がほしいわけですね。そういうことなんで、これは非常に意地の悪いことかもわからぬけれども、こういうような提案趣旨の説明なり附帯決議の線に沿つて、いままでほんとうに悔いのない努力をしてきた、こういうような自信があるかどうか、その自信のほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○加藤政府委員 ただいま御指摘になりました石油資源開発法提案当時の通産大臣の説明あるいはたゞいまの三十七年の石油業法についての附帯決議は、私も十分拝承いたしておるわけでございます。ただ、実績をもつて過去を振り返つてみますと、画期的といふふうには言われておるわけですが、必ずしもそういうことにはなつていない、この点については、私自身今後非常に努力いたしてまいりたい。これは國の全体の財源等との関係がございまして、必ずしも私たちの要求が十分にはいれられないという事情があることをひとつ御了承いただきたいと思ふわけでございます。

それから、二十九年の開発法ができましたときの資金面の裏づけの考へ方と申しますのは、現在やっておりますところの探査補助金、これの裏づけでできるだけバックアップしたいという考へ方が当時あつたわけですが、これが全体の民間の探査の所要資金量に対して、先ほど申し上げましたように必ずしも十分ではない。本年六千五百万、来年一億ということ

はございますが、これをやはり金額の面なりあるいは実際の運用の面——これは法律に規定があるわけではございませんが、この運用の面について今後ひとつ十分検討を加へると同時に努力をしてまいりたい、こういうふうに存するわけでございます。

○沢田委員 石油はもちろんですけれども、天然ガスの場合、先ほど申し上げましたように非常に広範な産業に供給しておるわけですね。したがってガスを目当てにして産業を興しておる産業は、ガスの減退に伴つて大きな問題になると思ふわけです。地域においては非常に社会問題になると思ふわけです。したがって、私は、いまのこと、特にガスの問題は公共性が強い問題だから、したがって、いままでのように一私企業の努力のみにおんぶしておるのかどうか、国としてもう少し本格的にやつぱり力をかしてやる考へがあるのかどうか、その点を、さっきの附帯決議もあるわけなので、一応大臣の見解をお聞きしたいと思ふのです。

○福田(一)國務大臣 仰せのとおり、ガスが当該地域の産業に大きな影響を持つており、またガスが出るからといってそういう仕事ができ、おることも事実でありますから、われわれとしても、ガスの問題をできるだけ國のほうからもめんどろを見る気持で処置をしていきたい、こう思つて、予算等においてもいささか私は努力をいたしておるつもりでございます。十分な措置でないといふことでございまして、これはまあ多いに越したことはございませぬが、いまの段階において、皆さんからも御要望があり、いろいろそういう問題については考慮をいたして行政

はございまして、これをやはり金額の面なりあるいは実際の運用の面——これは法律に規定があるわけではございませんが、この運用の面について今後ひとつ十分検討を加へると同時に努力をしてまいりたい、こういうふうに存するわけでございます。

を行なつておる、こう考へておりま  
す。

○二階堂委員長 ちよつと沢田君に申  
し上げますが、通産大臣は予算委員会の  
都合がございまして、時間がそうない  
のでございまして、質疑の途中でござ  
いますけれども、もうしばらくかかり  
ますか。

○沢田委員 もう終わります。  
石油なりガスに対する政策は、ぼく  
としては、正直に言つて、非常に貧弱  
だと思つた。たとえば石油の場合  
でも、需要量に対して国内の供給量は  
二割しかないから、この産業はたいし  
たことではない、こういう考へ方は非常  
に間違つておると思つた。たと  
えば海外の石油開採ということになつ  
ても、国内に石油産業があるからその  
技術が温存されておると思つた。す  
ね。私は決して二多だからとか、そう  
いう角度から政策を考へべきではない  
と思つた。そういう意味で、本年  
の海外の石油開採については二億円の  
出資をしておるのですけれども、これ  
も非常にお話にならぬと思つた。た  
と。さらにヨーロッパの場合は、たと  
えばこういう石油とか、こういうもの  
は三分の一程度は自國の資本によつて  
やりたい、こういうことで進んでおる  
わけですね。ところが、日本の場合は  
九〇%以上も外國資本に押えられてお  
る。こういうことでは非常に嘆かわし  
いと思つた。したがつて、石  
油、ガスの問題については、たくさん  
聞きたいこともありまして、けれども、  
きょうの場合は、ただ聞き置く程度と  
いうことで、將來これに対する意見を  
申し述べる機会を得たいと思つたわけ

す。以上で終わります。

○二階堂委員長 この際、昨日、当  
委員会に付託になりました内閣提出の  
中小企業近代化資金助成法の一部を改  
正する法律案、中小企業指導法の一部  
を改正する法律案及び中小企業近代化  
促進法の一部を改正する法律案、以上  
三案を議題として、まず通産産業大臣  
より趣旨の説明を聴取いたします。福  
田通産大臣。

### 中小企業近代化資金助成法の一 部を改正する法律案

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、運送業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

- 二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が千人以下の会社及び個人であつて、鉱業に属する事業を主たる事業として営むもの。

- 三 資本の額又は出資の総額が千

万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

- 五 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（以下「計画組合」という。）の組合員又は所属員であつて、当該計画組合の地区内における商店街が形成されている一定の土地の区域において事業を行なうものが、当該商店街の改造によりその経営の合理化を図るため、当該計画組合の作成する商店街近代化計画に基づいて店舗その他の施設を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときには、第一号から第三号の三まで、第二号及び第三号の二に掲げるもののほか、次の資金

- イ 計画組合がその組合員又は所属員たる中小企業者その他の者であつて政令で定めるもの（以下「中小企業者等」という。）の事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金

- ロ 計画組合の組合員又は所属員たる中小企業者等がその事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金

理由  
中小企業の近代化を促進するため、中小企業高度化資金として商店街の近代化に必要な資金を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由  
中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るため、日本中小企

要な資金  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。  
附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

理由  
中小企業の近代化を促進するため、中小企業高度化資金として商店街の近代化に必要な資金を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業指導法の一部を改正する法律  
中小企業指導法（昭和三十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

1 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指導センターに追加して出資することができる。  
3 指導センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二十六号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号

を加える。  
三 都道府県が研修を行なうことが著しく困難な中小企業の高度の技術に關し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行なうこと。  
第二十六号に次の一号を加える。  
九 前各号に掲げるもののほか、第八条の目的を達成するため必要な業務  
第二十六号に次の一項を加える。  
2 指導センターは、前項第九号に掲げる業務を行なおうとするときは、通産産業大臣の認可を受けなければならない。  
第三十九号第一号中「第二十七号第一項」を「第二十六号第二項、第二十七号第一項」に改める。  
第四十一号第三号中「第二十六号」を「第二十六号第一項」に改める。

業指導センターの業務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める

業種に属する事業を主たる事業として営むもの  
附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

この法律は、公布の日から施行する。

理由  
中小企業基本法の制定の趣旨にかんがみ、中小企業者の定義を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)國務大臣 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、わが国経済において、中小企業が占める地位の重要性にかんがみまして、従来よりその近代化の推進につとめてきたところであり、その施策の一環として、中小企業の近代化に必要な資金の貸し付け事業を行なう都道府県に対する国の助成内容を一そう拡充するため、三十八年度より中小企業高度化資金貸し付け制度を設け、工場、店舗の集積化等中小企業者が行なう事業の共同化を強力に助成することとしてまいりました。

このたび、流通機構の近代化の要請に中小小売り商が積極的に対処し得るよう、従来からの小売り商業店舗共同化資金貸し付け制度に加えて、商店街ぐらみ等の近代化をはかるために必要な資金を貸し付け制度の対象とすることが必要であり、また、中小企業者の定義について規定の整備を行なうことが必

要であると考えまして、この法律案を提出することとした次第であります。次に、本改正法案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、中小企業者の定義を、中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させつつ、法律に明定することとしたことであります。

第二は、中小企業高度化資金貸し付け制度のうち新たに商店街近代化資金貸し付け制度を設け、事業協同組合、商店街振興組合等の行なう商店街近代化事業を助成対象とすることとしたこととあります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。次に、中小企業指導法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業は、わが国経済において重要な地位を占めておりますが、開放経済体制に移行するにあたって、その合理化、近代化が現下の急務とされているのであります。

中小企業指導法は、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上をはかり、もって中小企業の振興に寄与することを目的として制定されたものであります。最近における経営管理技術及び技術革新の著しい伸張は、中小企業指導担当者の資質の向上と中小企業者自身の技術の向上を一そう必要としております。

このような事態にかんがみ、日本中小企業指導センターの業務の範囲を拡大する等その強化拡充をはかる必要が

あると考えられ、本法律案を提出いたす次第であります。本法律案の内容は次のとおりであります。

第一は、日本中小企業指導センターの資本金の増加に伴い、資本金の規定を整備するものであります。

第二は、日本中小企業指導センターの業務の範囲の拡大に関する事項であります。同センターの業務は、中小企業指導担当者の養成、研修等であり、今般、中小企業の高度の技術に關し、中小企業者またはその従業員に対して研修を行なうこと及び同センターの目的を達成するため必要な業務を追加するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来より各般にわたる中小企業対策を実施してまいりましたが、特に業種別の近代化を推進するため、昭和三十八年、中小企業近代化促進法を制定し、産業構造の高度化、国際競争力等経済政策上特に中小企業の早急な近代化を必要とする業種につきまして、きめこまかい施策を重点的かつ総合的に実施してまいることとしたしました。

本法の対象となる中小企業者の範囲につきましては、同法施行令に規定されておりますが、このたび中小企業者の範囲を法律に明定するため、この法律案を提出することとした次第であります。

中小企業者の定義につきましては、製造業等にあつては、資本金五千万円または従業員三百人以下のもの、商業及びサービス業につきましては同じく一千万円または五十人以下のもの、その他法施行上特に必要と思われる業種については政令で定める範囲のものとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。○二階堂委員長 以上で三法案の説明は終わりました。なお、三法案についての質疑は後日に譲ることにいたします。ちよつと速記をとめてください。

○二階堂委員長 速記を始めて。次会は、明十二日午前十時より理事会、理事会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。正午散会

印刷者 大蔵省印刷局

衆議院事務局

昭和三十九年二月十五日発行

昭和三十九年二月十四日印刷

八